鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

19生産第9424号 平成20年3月31日 農林水産省生産局長通知 改正 平成21年3月31日 平成21年5月29日 平成22年4月1日 平成23年4月1日 平成24年4月6日 平成25年5月16日 平成26年2月6日 平成26年4月1日 平成27年4月9日 平成27年10月1日 平成28年4月1日 平成29年3月31日 平成29年9月29日 平成30年2月1日 平成30年3月30日 平成31年3月29日

最終改正 令和2年1月30日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別 紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業:別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業:別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業:別記5
- 6 ジビエ利用拡大加速化支援事業:別記6

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農 林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)の別表1に定める事業種類 は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

- (1)要綱別表1の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、要綱別表1の事業内容欄の1の(1)、(2)、(3)及び(5)の取組にあっては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とし、事業内容欄の1の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会とする。
- (2)要綱別表1の事業内容欄の2の取組にあっては、協議会又はその構成員(試

験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び 会計手続について(1)の協議会と同程度の体制を有しているものとする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2)(1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数 の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなってお り、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。

6 費用対効果分析

要綱別表1の採択要件の欄の5の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

7 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

8 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、 立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺 景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容(要綱別表1関係)
- (1)事業内容欄の1の(1)の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
- イ 事業の目標
- ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
- エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項
- (2)事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を 実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安 全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被 害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはでき ないものとする。
 - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
 - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び 侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止 施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の 開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5)事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理(緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等)の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。

- (7)事業内容欄の1の(1)の⑦の「ICT等新技術の活用」については、市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつくICT(情報通信技術)等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追い払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (8) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥 獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植 生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備(対象地域の調査、所有者の同 意の取付け等の調整活動を含む。)を行うものとする。ただし、大規模緩衝 帯の整備面積は1ha以上とする。

なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

- (9)事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度 に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな(ドロップネット方 式を含む。)の整備に必要な資材の導入を行うものとする。
- (10) 事業内容欄の1の(3)の「ICT等新技術実証」については、ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。
- (11) 事業内容欄の1の(4)の「農業者団体等民間団体被害防止活動」については、農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。
- (12) 事業内容欄の1の(5)「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、 展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等 の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査 地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向 調査等を実施できるものとする。

工 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 衛生管理認証の取得

国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。

(13) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICTを活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気さくを整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号) 等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照URL:http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

- (14) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥 獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設 (減容化のための施設を含む。)を整備するものとする。この場合、被害防 止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲 に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。
- (15) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の2の指定射撃場(以下「指定射撃場」という。)の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン(平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成)に沿った鉛対策の実施に必要な施設等(以下「基幹施設」という。)の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

2 交付対象経費

推進事業の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金

額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表 1 の交付率欄の交付率及び同欄の 1 の推進事業における農村振興局 長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。
- (1)被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑦までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。
 - ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は1,000千 円以内とする。
 - イ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は 3,000千円以内とする。
 - ウ 上記ア及びイ以外の実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする
 - エ 事業内容欄の1の(1)の⑤の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。
 - オ 事業内容欄の1の(1)の⑥の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。
 - カ 事業内容欄の1の(1)の⑦の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。
- (2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり1の(1)のア、イ、ウの額に200千円を加

算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

(3)過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)にかえて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内(1の(1)のイの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内(1の(1)のイの場合は3,200千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において農村振興局長が別に定める上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3 ㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 ㎡以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

- (2) くくりわな
 - 1基当たり22千円とする。
- (3) 囲いわな

1㎡当たり38千円とする。

- 3 要綱別表1の交付率欄1の推進事業における農村振興局長が別に定める実施 隊特定活動における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。
- (1)大規模緩衝帯整備導入1 h a 当たり480千円とする。
- (2) 誘導捕獲柵わな導入 1 ㎡当たり38千円とする。
- 4 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるI CT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)被害緊急対応型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
 - (2) 広域連携型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 5 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、被害防止活動に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 6 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組については、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 7 要綱別表1の交付率の欄の2の整備事業における農村振興局長が別に定める 上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費の みの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	1 2 4	3 2 4

	ネット柵	960	2, 380
イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 480	3, 910
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	960	2, 380
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2, 150	5, 430
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 430	3, 570

注:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合 柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とす る。

(2) 処理加工施設の上限単価

	上限単価(万円/㎡)					
食肉利用等施設	24.8					
焼却施設	38.1					

注:交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、 上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

8 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2、3及び7の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

9 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く。)の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表 1の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- (3)要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び 同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認につ いては別記様式第9号により行うものとする。
- (4)整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に 定めるところによるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都 道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しく は廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な 運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、 当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導する

とともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)とする。

第6 事業の評価

- 1 事業評価
- (1)要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施 主体にあっては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体に あっては、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の1の(1) に定める広域都道府県域事業実施主体が行 う事業の評価及び同第6の1の(2) に定める事業評価の報告は、被害防止 計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うもの とする。

2 改善計画

- (1)要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、 被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式 第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年 度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行う ものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない 場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制協議会の概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携
整備事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組との連携、市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他 地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、 誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利 用拡大に向けた地域の取組ごとの取組内容(対象鳥獣、 実施時期、事業内容、捕獲頭数)並びに事業費、鳥獣被 害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活

	4	動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
整備事業	1 2 3 4	事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕 獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、 一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ご との捕獲頭数等も明記)、ジビエ等利活用推進・サル複 合対策・他地域人材活用・ICT 新技術活用・大規模緩衝 帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証・ジビ 工等の利用拡大に向けた地域の取組との連携、市町村単 独事業等他事業との連携 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
	5	侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上 への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状 況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項

- 1 既存の機械・施設(以下「施設等」という。)の利用状況、利用継続年数等を把握 し調整していること。
- 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
- 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
- 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立 に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、 総会等で合意を得ていること。
- 6 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が 1.0 以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位 について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であ ると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。
- 7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 9 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
- 14 適正な収支計画となっていること(収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)
- 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- 16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設 するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
- 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

- 19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める 基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
- 21 施行方法の選択が適切にされていること。
- 22 入札の方法に関する知識を有していること。
- 23 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表3 推進事業の交付対象経費

	事業の交付対 内容	^家 交付対象経費
推進体制の	1	・ 会場借料、会議用機械器具の借料
	云磯囲惟	
整備		・事務用品
		・ 書類等の印刷費及び製本費
+ + L V#	TT 16 A =##	・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
有害捕獲		
	習会	・事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対っ
	查	る賃金
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 事務用品、印紙代
		書類等の印刷費及び製本費
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動(捕獲個体処理を含む。)への役務要請に対
	711.72.17.27	する賃金
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 捕獲に必要な機材 (銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を
		(如) () () () () () () () () ()
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
http://	TT 16 A	· 商品開発資材
被害防除	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
		・事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追	
	上げ	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料
		・ モンキードッグ訓練費用(警察犬訓練所等の訓練士を
		行うものであって、モンキードッグ取扱者(ハンドラー)
	•	

も訓練の対象となっているとともに訓練後に	
参画のもと、普及・啓発のための現地研修会	
う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害	
策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。)
・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代	t
・ 車両の借料及びその燃料代	
技術実証・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補具	助員に対す
る賃金	
・・・専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
・ 事務用品、印紙代	
• 技術実証資材	
・ 書類等の印刷費及び製本費	
・ 郵便料、電信電話料及び運搬費	
被害状況調・日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助	助員に対す
査る賃金	77 77
・専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
・事務用品、印紙代	
・ 調査機材及びその借料	
・書類等の印刷費及び製本費	
・ 郵便料、電信電話料及び運搬費	
・ 車両の借料及びその燃料代	
生息環境管緩衝帯の整・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃	E A
理 備、放任果 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	过
樹除去、雑・事務用品、印紙代	
木林の刈払・請負施工費	
い等・放牧家畜の借料	
・緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代	
・緩衝帯の整備に必要な資材	
・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びそ	この燃料代
ジビエ等の ・ 会場借料、会議用機械器具の借料	D + 7 < 0
利用拡大に 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、	、凶書及び
向けた地域 参考文献の購入等に要する経費	
の取組・書類等の印刷費及び製本費	
・郵便料、電信電話料及び運搬費	
・研修会の開催、研修会への参加、資料収集、	各種調査、
打合せ、商談等に要する経費	
・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
・ 衛生管理認証取得に要する経費	
・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補具	助員に対す
る賃金	
・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、	、取りまと
め等を他の者に委託するために要する経費	
・ 役務費 (それだけでは事業の成果としては)	成り立たな
い分析、試験等を行う経費)	
・ 手数料、印紙代	
・成果発表に必要な経費	

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報

奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の地域提案(地域特認又は都道府県事業実施計画)、(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)、(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(事業の委託又は都道府県事業実施計画))の協議(鳥獣被害防止総合支援事業(都道府県計画)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(都道府県計画)の提出(変更))について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の4(第1の3又は6)(別記2の第1の1(第1の2))(別記3の第1の4(第1の3又は6))の規定に基づき、関係書類を添えて協議(提出又は報告)する。

- (注) 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案、地域特認、事業の委託(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)、 都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内 容がわかる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記1の第5の2、別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の事業実施状況報告(平成○○年度)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記1の第5の3 (別記3の第5の3))の規定により、別 添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第7号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止総合支援事業)の添付する別添にあっては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の添付する別添にあっては、別記3の別記様式第1号とする。

別記様式第3号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の評価報告 (平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記1の第6の1の(2)の規定により、別添のとおり報告 する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第8号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号(別記1の第6の2関係)

○○県(都道府)知事

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業 実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告 します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		初	客害防止		達成率	備考					
		獣	目	標	基準年	1	年目	2	年目	3年	田	(%)	
			(年)	度の実	(年)	(年)	(年	≟)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

	•//		1 4/		業実				(15.1/11	, ,	<u> </u>	2,710		改善計画								
区	分	指	標	目	標	計	画	1	年目	2	年目	3	年目		善計		年目	2	年目	3 :	年目	
						策	定時							画	策定							
				(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	
		利用	量																			
		(km	、 ha																			
		等)																				
		利用																				
		(%																				
		収支																				
		(千																				
		収支																				
		(%																				
		累																				
		赤																				
		(千	円)																			

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 - 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 - 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と 記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記1の第4の3、別記3の第4の3関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

```
所在地
団体名
(協議会名)
代表者 役職 氏名 印
又は
所在地
団体名
(協議会名)
代表者 印
```

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計 画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容 1 事業費等

Ê Ê (うち交付金 (うち交付金 E E うち地域提案メニュー分 事業費

(平成 年 月末時点)

被害防止計画作成数(協議中含む)

管内市町村数

〇〇県(都道府)

都道府県名

事業実施年度 平成 年度

農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

6 都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記対応方針や近年の補獲傾向等を踏まえ、補獲計 画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理局駄構獲等事業との連携の考え方、効率的な補獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県として の考え方等を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲計画(又は実績)

			交付金額計(円)	
交付金額	Ē			
上限単価	· 图 () ()			
捕獲				
_	〇年度			
直近3カ年の有害捕獲実績(頭数)	〇年度			
直近3カ年	〇年度			
(本) (本) (本)	á			

交付金額計(円)

焼却経費 現地確認等経費 埋設経費

処理経費等(円)

2: 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要) (1)推進事業,傷獸被害防止総合支援事業)概要 別無 (2)整備事業,傷獸被害防止総合支援事業)概要 別無 (3)被害防止計画の概要

り掛名。 (4) 報道府県広域精獲活動等(鳥獣被害防止衛道府県活動支援事業)の概要 (5) 製造補獲活動(鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業)の概要 別紙5

その他 都道府県費 市町村費 交付金 事業費 事業の経費の配分) 惟進交付金

備考

 $\widehat{\mathbb{E}}$ 取組内容 (都道府県附帯事務費) 事業費 交付金 うち都道府県広域補獲活動等 うち緊急捕獲活動 整備交付金

(内訳を記載すること。) 附带事務費

注1:欧祖内段にコハでは、農村振興局長が別に定める附帯事務機の使途基準により記載する。 2:欧祖内路にコハでは、内容、数量、単価、等を用いて記載すること。 3:事業質の欄にコいては、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄にコいては、事業費に10%を乗じて得た額の充当率(ニ分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 〇〇県(都動府)計画(又は実績)

		+											-	推進事業								<u> </u>
5業実施主体	排料			実施隊		#□	①推進体制の整備	響		2有害	②有害捕獲(*)			3.链	③被害防除		9)	4年息環境管理	竟管理	## (D) (D)	(①+②+③+④)	ı
名 華及日 (参画協議会 町村名 名)	の種類	画の内容組織区分	設置 (予定)	華 登 発 事 事 事 事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	人数	実施内 物の 要	事業費	国 庫交付金	対象 標	実 容 の も も	事業費	国庫交付金 対象鳥獣	新唱	実施内容 の 概 要	事業費	国庫交付金	を容めを機能を	事業費	国庫交付金	事 業費	国庫交付金	編
		þ		×			Œ	Œ			Œ	Ê			Œ	Œ		Ē	(H)	Œ	Œ	
																						\perp
																						-
	L																					

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広崎連携型は2を記入する。 2:毒素計画では実動の内容については、推進事業を職業が一体の指導を行よれ、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:備令の機の合計機には、仕入れに係る消費粉等相当額について、これを減額した場合には「除税額のO円 うち国費のO円」を「同税額がない場合には「該当ない」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれぞれ記入する。 4:ペラリニコンでは、仕入れに係る消費粉等相当額について、これを減額した場合には「除税額のO円 うち国費のO円」を「同税額がない場合には「該当ない」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれぞれ記入する。 4:ペラリニコンでは、毎分担事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「1」と記述する。

		布												
	開放大に 組(円)	国 庫 交付金 (円)												
	①ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(円)	事業費												
	急ジだす 向けた	実 内容の 概 要												
	析実証	国 庫 交付金 (円)												
	①ICT等新技術実証 (円)	事業費 (円)												
	(I)ICI	実 内容の 関												
	聖場	国 庫 交付金 (円)												
	⑩大規模緩衝帯 (円)(*)	事 (円)												
	(1)	乗 内容 め め												
	事わな)	国 庫 交付金 (円)												
	③誘導捕獲柵わな (円)(*)	# (E)												
		乗 内容の 関												
	•¥≅≡ +5+6+	国 庫 交付金 (円)												
	(2+3+4+5+6+ (7)	事業費 (円)												
		国庫 交付金 (円)												
	⑦ICT等新技術の活用	事業費 (円)												
	⑦ICT等	東内 海 るの 要												
	活用	国 庫 交付金 (円)												
	⑥他地域人材活用	事業費												
推進事業	@他	乗 内容 め め												
	胀衣	国 庫 交付金 (円)												
	⑤サル複合対策	事業費												
	2	乗 内容の 機 要												
	竟管理	費 国庫 交付金 (円)												
	4生息環境管理	商 事業費 要 (円)												
	9	車 内容の 概 要 例 要												
		費 国庫 交付金) (円)												
	③被害防除	施 (の) 要 (円)												
	69	象 実 内容の 機 機 要	H											=
		国庫 対象 交付金 鳥獣 (円)												
	(*)	事業費 国 交(円) (円												
	②有害捕獲(*)	実施 内容の 概要 (F												
	©	秦 秦 秦 秦 孫 及 孫												
	榧	国 庫 交付金 原(円)	H											
	①推進体制の整備	事業費 交 (円) (円)												
	①推進	実施 海 報												
		型 型 型 型												
	## ##	が 計画 類 内容												\dashv
	iii	構成市 での 町村名 種類												
	**************************************	名 (参画路 町) 輔統令名)	H											合
	神怪	参 靏				<u> </u>				3	0			

2-2 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額

1 事業実施主体等

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績) (別紙2)

2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

1 事業実施主体等

		典题	2													
				5法指定地 域の有無												
	の合計	(9) + (4)		THE に数単す のかめか												
	物理無線	(T+2+3+4)		国庫交付 「一枝当中 (金かのか)	Ê											
				# **	Ê											
				国庫交付金	Ê											
	-	账		崇	Ê											
	1	(4) 對凝斯樂		実施内容 の概要												
				20条票费												
	-	超網		国庫交付 対象鳥獣	Ê											
	A decoderate	③捕獲技物高度化施設	ļ	事業費	Ê											
		(3) 描版:		実施内容 O類要												
				国庫交付金	Ê											
		(*)		· 京 三	Ê											
空間中米		焼却施設(*)		実施内容 の概象												
	こ施設	•		新唱奏友												
	2.処理加工施設			水 中 公 田 田	Ê											
		<u>(*</u>)		製業 無	Ê											
		食肉利用等施設(*)		東部内容 の概要												
		44		2. 数 数 数 数 数 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.												
ŀ				を 中 会 会	Ê											
		通常補助率(1/2等)分(*)		裁案	Ê											
		助率(1/2		実施内容 の概要												
	止施設	排光順														
	①鳥獸被害防止施設			田庫交付 沙	Ê											
	Θ	(*)		数業	Ê											
		資材費定額分(*)		実施内容 の概要												
		版		新電機友												
		Ы	6年	本 (×··)												
		業国	の仮													
		一一 一	種類。													
		名 権成市町	50個 村名													幸
		事業実施 主体名	物画物													

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2. 非素計画(以及表別の内容については、指進事業を整備事業が一般の場合には1、推進事業の場合には2を記入する。
3. 無素計画(以及表別の内容については、指進事業を整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には2を記入する。
4. 指数技術語位化能図について、効率的な相類の復進に資するようスマートセンサー等の1077を用いてかなその他の捕獲施設と一体的な整備を図る場合には、その内容を記載する。
5. 無数性語の化態について、以来の研究を提出に対しては、認当する地域指定も移当した。
6. 5. 法指定地域の各種の指しては、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。(資材質を鎖の推進を指する場合であっても記載)
6. 6. 5. 法指定地域の各種の傾については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しては、場合には「除税額のO円 うち国教のO円」を同股額がない場合には「該当なし」と、同形観が明らかでない場合には「登税額」とそれぞれ記入する。
6. 5. 5. 法指定地域の各種の間については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しては、場合には不らるでは、2000年と単立のといては、特別に記載する。
7. (**)こいでは、建立当する地域指定がある場合は1、近の単域を指定した。2000年と単位では、2000年とは、2000年と単位では、2000年と、2000年を、2000年を、2000年と、2000年と、2000年と、2000年と、2000年を

(別紙3) (3)被害防止計画の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等	主体等			3 被害防	被害防止計画の概要							
						被害の	軽減目標(被	被害の軽減目標(被害防止計画の目標)	目標)			
事業実施主体名	タ井山 半七井	# €	幸福業国		被害金額の	被害金額の軽減目標			被害面積の	被害面積の軽減目標		#
(参画協議会名		種類	の長	対象鳥獣	現状値	目標値	(備考)	対象鳥獣	現状値	目標値	(備考)	ŗ
					(〇年度) (万円)	(〇年度) (万円)	軽減率 (%)		(〇年度) (ha)	(〇年度) (ha)	軽減率 (%)	
3												
2												
40	‡											
		make the - of the sales		the same of the same of the same of	١.							

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:毒素計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 ジビエ利用拡大

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 - 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行 管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を 添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙5 (5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

	井	ŧ.										
	報奨金額	``` ⊚										
報奨金額合計	市町村によ る報奨金(合	計) (8)(=捕獲頭 (円)										
	都道府県によ る報奨金(合	計) ⑦(=捕獲頭 (円)										
	合計報奨金 額	(B) (B) (B)										
1頭あたりの報奨金額	市町村による報路会	E (E)										
1頭力	都道府県に	(4) (4) (5) (5)										
	捕獲計画の	設定根拠										
	単価調整等	の方法										
合計 (①+②+③)	端	æ										
見地確認)	結肝会結											
③事務費(現地確認)	実施内容	の機										
	# H 全哲											
		焼却を行う施 設の名称及 び所在地										
体処理	の概要	焼却										
②捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う施 設の名称及 び所在地										
		埋設										
	4											
	群年對	Ē Ĉ										
	捕獲価体を搬入確認す	。 る食肉利用 等施設の名 粉及び所在 1)										
菱	(用 油 出 企 哲											
①有害捕獲	野無風土											
D		仕向け向け の有無 (1)										
	4条 至四 類父 押斗											
	# # #											
_	事業の											
	構成											+
	事業実施主体名	参画協議会名										盂
<u> </u>	 	Was .		1	1	1	1					

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2: 備考の補の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円1を、同税額がない場合には「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごどに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4:「食肉利用等仕向けの有無」の編は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限が指示されている地域におけるシカ、イノシン(幼獣を除く)及び福島県におけるシカ(幼獣を除く)とおいてはAを、それ以外は×を記載すること。

5:単価関整等の方法の欄は、効率的に指覆を実施するための単価の設定及び開整等の方法について、協議会文は市町村(協議会の構成員に限る。)ごどに必ず記載すること。 6:捕獲計画の記定根拠の編にコいては、イノジン、ニオンジカ、サルの成数の場合のみ記載することとし、鳥野の生息状況、悪作物の被塞状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、補の設置状況や捕獲に資する相としての活用状況、後備事業で柵を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会文は市町村(協議会の精成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

重要宝佐主体タ 自聯加軍院正佐記	令卤到田笙佐記	11年中11年中11		
中米米怎儿李白				是沒玩米

別記様式第7号(別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成○○年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業実施年度
Ê
(うち交付金
Æ
うち地域提案メニュー分

〇〇県(都道府) 平成 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題等に対応させて記述すること。)

事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理烏默補獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業 実施状況を具体的に記載すること。) 6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

交付金額計(円) 処理経費等(円) 現地確認等経費 焼却経費 埋設経費

右軍指揮 上四選用 水什金箔 本年度の都道府県内の有害捕獲実績数 |対象自期 | ホドゥーケー・エーザルーは / 25

2. 捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。 注1:必要に応じて行を追加すること。

、中本の交入 (1)推進業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙1 (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙2 (3)被害防止計画の概要 (4)被害防止計画の概要 (4)燃化 (5)緊急補獲活動(鳥獣被害防止部道府県活動支援事業)の概要 (5)緊急補獲活動(鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業)の概要

事業者 交付金 都道府県書 市町村書 (事業の経費の配分)

 $\widehat{\mathbb{E}}$

	# 	1 1	中米克 人口虫 智道内尔克 中型门克	III III III III	回いこ	量
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
うち緊急補獲活動						
整備交付金						

(内訳を記載すること。) 交付金 附帯事務費

(都道府県附帯事務費)

注1:取組内容については、最村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業養を、交付金の欄については、事業費に10%を乗じて得た額の充当率(ニ分の一)を乗じた得た題の範囲内で記載する。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 (別紙1)

			奉												
		(禁合計(3)+(4)	国庫交付金	(H)											
		⑤推進事業合計 (①+②+③+④)	事業費	(H)											
		種	国庫交付金	(H)											
		4生息環境管理	事業費	Œ											
		•	実施内容の概要												
			国庫交付金	(H)											
		③被害防除	事業費	(H)											
	推進事業	3	実施内容の概要												
			対象温度												
以内			国庫交付金 対象鳥獣	<u>H</u>											
5業)1/2		②有害捕獲(*)	事業費	$\widehat{\mathbb{H}}$											
事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1/2以内		②有害	実施内容の 概 要												
(種)の概			2000年票												
[(又は実		華	国を付金	(H)											
事業計匯		①推進体制の整備	事業費	Ê											
2-1		# (i)	実施内容のの書います。	英											
		丝	無												
		果施隊	設置 (予 (予 の有無 に)年 ())	<u>п</u>											
		益	組区分設。定	Я											
	Ħ		画の氏	种											
掛			構由 成本 市名 の種類												
1 事業実施主体等			事業実施主体名 構成(参画協議会名) 町本												유

注: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広崎連携型は2を記入する。 2: 毒業計画又は実績の内容については、推進事業を機事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3: 確本の値の合計を指しては、大人が1に3を消費技術を指揮されて、たる液値した場合には1、除投鎖のO円 3も国費のO円1を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれぞれ記入する。 4: (本)については、単位当たの単価(例・O円人が4等)を記載するととは、上級単価を超えた単価を特に認める(認めた)、場合にあっては、(特)と記載する。 5: 取組区分種には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

		補											
	は (用)												
	②ジビエ等の利用拡大に 向けた地域の取組(円)	業氏											
	ブビエ等 けた地類	実内 を を の 事											
		田女 中 会 (五)											
	①ICT等新技術実証 (円)												
	CT等新! (円)	業無氏											
	Ĭ	実の機能の要											
	後	国 及 (田)											
	①大規模緩衝帯 (円)(*)	業無田											
	(II)	実内概 容容 徳の要											
	わな	国 文付金 (田)											
	③誘導捕獲柵わな (円)(*)	業氏											
	(多) ()	実内概 容 施の要											
	+@+												
	8推進事業音計 (2+3+4+5+6+ (7)												
	(2) + 3	業所											
)活用	国 次 (正)											
	⑦ICT等新技術の活用	業無円											
	⊘ıст\$	実内概 容 徳の要											
	5用	国なは、中央の円											
	⑥他地域人材活用	※ 印											
推進事業	6他地	実内概 答の での要											
***	ə	国 な 立 会 田 (田) 中 (田) 中 (田) 日 (田) 田 (田)											
	⑤サル複合対策	業氏											
	®+л												
	=	国 会 会 (田) (田)											
	4生息環境管理	業(円)											
	4生息	乗 を を の 要 し を を を を を を を を を を を を を を を を を を											-
		国 校 (田) (田) (田) (田) (田)											
	際	業職(円)											-
	③被害防除	無											
開	0	数型 無型 無型 無型 無型											
+ (業		四 次 (五) (五)											
 理 	£(*)	業所											
段を	②有害捕獲(*)	実内 報告 を を を を を を を を を を を を を を を を を を											
(実績)	2	女島 參製 東内概											-
画(XIII	- 課	国 (五) (五) (五)											
計	①推進体制の整備	業所											
2-2 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額	①推獲	実内概 答を 他の要											
N	:	取区陷分											
計	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	計の成											
田本	胡	構成市 町村名 種類	Н										
1 事業実施主体等	実体	(((((((((((((((((((H										和
nil.	無性	(金) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基											

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広崎連携型は2を記入する。 2:事業計画文は実績の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:確今の個の台湾には、在人れに表現、2年を通過でいって、上本を課題に4年とには「保護の日本・日本の日本・同数額がない場合には「該当なし」と、同数額が明らかでない場合には「含設額」とそれぞれ記入する。 4:(*)については、単位当上の事価(の)では、一本では、1年を認っては、1年を指しては、2度を指しこので、18世では、18世では、1年のでは、1年の主との事価のでは、1年の主との政制には、有援事業を指すなの取組に19年を記えた単価を特に認める(認めた)・場合にあっては、(特)と記載する。 5:取組区が職には、有援事業を指すなの取組は「19年齢の取組は「2月を記入する。 6:農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害情趣」「被害防除」及び「生息環境管理」編導にそれぞれ記入する。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成OO年度報告) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

1 事業実施主体等

			in												l
- 1		1	記載		-										1
		8	古 5法指定地 域の有無												l
	400年3	(1+2+3+4)	中山間地に該当するかるか												
	超級	#@ #@	国庫交付 (円)												
			## E												
			国 (E)												1
		9¥ mw	## E												Ì
		4) 岩板描深	実施内容 の概要												Ì
			新												Ì
		戴	を を を (E)												Ì
		阿爾氏語	(E) (E)												Ì
		③捕獲技術高度化施設	実施内容 等の概要												1
															1
			国庫交付金 (円)												1
		焼却施設(*)	実能内容 事業費 の概要 (円)												Ì
整備事業		炼却	実施内容の概要												1
翻	②処理加工施設		新 素 水												
	2.処理		国 会 (E)												١
		五股(*)	実施内容 等業費 の概要 (円)												Ì
		食肉利用等施設(*)	実施内容の概要												Ì
		Ä	新 編 新 新												
		0	国庫交付 (円)												
		(*) (余)	## E												Ì
		通常補助率(1/2等)分(*)	実能内容 事業費 の概要 (円)												1
	止施股	通常補	新華電機校												・ 子子の はまり こうしょ 子母 最後 中央 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	①鳥獸被害防止施設		国 (E)												T day at a sec
	•	(*)	## E	1											1
		資材費定額分(*)	実施内容 事業費 の概要 (円)												THE PERSON NAMED IN
		草	₩												か中中日
			を を を を を を を を を を を を を を		\perp										1
		※画	e 版 e 整 e 整 e 整 e 整 e 整												10 北京
			8 職		+										20 (44.7
		成市部	# #												1
		業実施主 体名 権)	(参画協議 会名)		\dagger									中	
		#	æ.,												

鳥獣被害防止施設について、効率的な補獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図る場合には、その内容を記載する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。3:鳥獣被害防止筋設について、効率的な構獲の促進に渡するよう、スマートヤンサー等のに74を明いたよかとから、世輩は44。

11:島軒著書的上指的の登儀を行った場合には、侵入防止無政置後後日第二十七の皇武 被害の状況は近に侵入防止補の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止補の種類・設置距離、事条数、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、報道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、落付すること。

(別紙3) (3)被害防止計画の概要

		申	重													
	方止総合 業での	赵		捕獲頭数												
4 捕獲実績	鳥獣被害防止総合 支援事業での	捕獲3	-	松												
		部道府県が目標達 気が見込まれないと	断した場合の部当 府県の指導内容													
		都道府県が目標達 都道府県が目標達 本が目にと はが見るまれたいと	XXX NXXX XX X													
				(〇年度) (ha)												
		目標	(備考)	軽減率												
		被害面積の軽減目標	副 齡目	(〇年度) (ha)												
		被引	現状値	(〇年度) (ha)												
				新電機												
			実績	(〇年度) (万円)												
		横	(備考)	軽減率 (%)												
斑		被害金額の軽減目標	目標値	(〇年度) (万円)												
被害防止計画の概要		被害	現状値	(〇年度) (万円)												
3 被害防1			1	新												
		華 幸	の仮													
		2 4 4 4	事条の律規													
体等		や井山井七井														
1 事業実施主体等		事業実施主体名													1	和

注1: 事業の種類については、被害緊急が応望は1. 広境連携型は2を記入する。 2: 毒薬料画のお祭については、推進事業と整備事業が、体の場合には、結准事業の場合には2. 整備事業の場合には3を記入する。 3: 日報指載の設定内容の細については、指導を製でしている場合には、該当する側に1と記載する。 4: 補籍実績は、非業計画の内容・作者推議、サル省合対策、他地域、外活用、誘導補棄曲がないに等解技術実質、局影接線防止施設等)ごとに記載する。 4: 補露実績は、非業計画の内容・作者指揮、サル点合対策、他地域、人形は、大路を対しており以外はその他數類及び無質はの対象・無質は、インシ、シカ、ウマ、サル、カモシカを基本としそわら以外はその他數類及び無質の記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	PI	Ħ	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

4 ジビエ利用拡大

取組内容	事業費	国庫交付金	備	考
(具体的な内容及び積算)	円	田		
計				

5 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
- 2: 備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。 3: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道が県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが
- 分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。 4:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙5 (5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成OO年度報告)

推進事業概要(有害捕獲)

	華										
	報獎金額総 早	(H)									
奨金額合計	市町村によ 5報奨金(合	計) ⑧(=捕獲 (円)									
#	都道所県による報奨金(合)	計) ⑦(=捕獲頭 (円)									
	合計報奨金 額	(€) (€) (€)									
1頭あたりの報奨金額	市町村によ	# # # # E E									
1頭2	都道府県に	48年 (49) 第(6) (三)									
	捕獲計画の	設定俄拠									
	単価調整等	ا خدر									
合計 (①+②+③)	20 V 70 044	情划拒徵									
		(E)									
③事務費(現地確認)	実施内容	の機									
	44 D4 A 62	# E									
		焼却を行う 施設の名称 及び所在地									
②捕獲個体処理	実施内容の概要	焼却									
2排獲	実施内	埋設を行う 施設の名称 及び所在地									
		堆酸									
		順 ★ 文									
		重 金									
	捕獲個体を 搬入確認す	る食肉利用 等施設の名 称及び所在									
	200 710 01	情別並發 (田)									
①有害捕獲		上版丰祖(田/頭)									
(I)	令	大型では 仕向け向け の有無									
	78 KII #84 4 7	相復 現象 (選)									
	47 th 100	ii K S									
	事業の	種類等									
1	構成	-									
+ + + + + +	中米米尼十年 名	(参画 筋緩状 名)									福

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

5: 確考の機の合計権には、仕入れに係る消費税等 街当館について、これを漢鏡した場合には「際税額のOD うち国費OO円」を、同税額がない場合には「談当なし」と、

同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

5:単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村 (協議会の構成員に限る。) ごとに必ず記載すること。

4:「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄に、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、原子力災害対策特別措置法に基づく野生馬数肉の摂取制服又は出荷制服が指示されている地域におけるシカ、イソシゾ幼獣を除く)及び福島県におけるシカ(幼獣を除く)反は高島県におけるシカ(幼獣を除く)とは別には2を、それ以外は×を記載すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

事 莱美施王体名	局獸被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	捅隻技術局度化施設	地域提案

別記様式第7号別紙2関係様式 島獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

				ı							1	
から春												
事業実施主体等 における維持管理 点検・指導状況 状況												
被害が生じた場合 の要因と事業実 が講じた 施主体等が講じた かる指導内容 対応策												
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策												
被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg)												
国費(円)												
侵入防止柵の種 類·設置距離 事業費(円)												
地区名 竣工年月日												
事業実施主体名 市町村名												

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業の評価報告(平成○○年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

	第三者の意見 都道府県の評価										
	事業実施主体の評価										
被害防止計画の目標と実績	被害金額 被害面積	目標值 実績値 達成率 目標値 実績値 達成率									
	事業効果		(高記載例)	(鳥獸被害防止施設)	・業者と日の技界でインシ、ンが、カレによる大級・日業等の野菜類の被害が今餐していたことか。議場もの能信管組織供護等等 集企議集しつこ、緊急体職策制を減事業を活用し出中において製水金が有事課職を行うとともに、業者を担うとうに国際に受けた非形を 設置。当人などよる同一は一般に、認事推断報告が交び指するを得かった。サルー部では、サルー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	(処理加工施設)	・事業実施市田村によりも人どうの食物の原本機及と原来を指してい、原本量にない。 はのシン・平成の年の月に並し、整備を必可来の主席と作用の原来機能の中、原本量にない。 ・事業実施市田村によける人どうの表理器飲むにない。 ・事業を指用の作用によける人どうの表理器飲むにない。 ・事業を指用の作用によける人とのも理解をはない。 ・事業を指用の作用によける人とのも関係といるのとのといる。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用の日によりを必要します。 ・事業を活用を可している。 ・力での第一ンでの第一ンでの第一次での第一次での第一次での第一次での第一次での第一次できます。 ・事業を活用する。 ・事業を活用する。 ・事業を示している。 ・力での第一次での第一次での第一次での第一次での第一次での第一次での第一次できます。 ・事業を活用する。 ・事業を活用する。 ・事業を活用する。 ・事業を活用する。 ・事では、 ・までは、	(焼却施設)	・事業実施市田村によける人で入及びかの原本の問題を依っている。完全の「政務を需要のは存在を使て住在間の処理器なイインとの間、大の間、対の間、対の間、対の間、対して、素機をの平成の生産では有限などの間、大の間、力の間、力の間、対して、事業をの平成の生産では、自然を大りの間、大の間、力の間、力の間、対して、事業を作用では、一般である。「一般では、一般では、一般である。「一般では、一般である。」「一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	(補獲技術高度化施設)	・事業実施市用における場合解析を指数を指する情報を推進し、施設整備的の手成の年度は5人であったが、平成の年の月に竣工し、施設整備後 の平成の年度は15人と10人機加 ・事業実施市町村における者害機関に取り組む妨猟有資格者が施設整備的の平成の年度は10人であったが、平成の年の月に竣工し、施 ・事業実施市町村における者事権観に係る総制研修会参加者が事業施前の平成の年度は50人であったが、平成の年の月に竣工し、施 ・事業実施市町村における者有権組に係る総制研修会参加者が事業美施前の平成の年度は50人であったが、平成の年の月に竣工し、施 ・事業実施市町村における者有権組に係る ・事業実施市町村における名は他加 ・事業実施市町村におけるインシンとうかの指揮顕教(有書指揮+狩猟+〇〇)が各々55、(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加 ・事業実施市町村におけるインシンとうかの指揮顕教(有書指揮+狩猟+〇〇)が各々55、(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加 等
	利用率· 验集被										
	本	E E									
	事業量 管理主体										
	名 女										
	(大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)										
4 17 1 14 14 14 14	事業実施用な名 対象主事	(協議会名)									

5 都道府県による総合的評価

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。 2:都道所県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道所県活動支援事業を実施とでの事業内容等も記載すること。 4:事業効果に対象を考えし、製業実施的工業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4:事業気度におの評価を参考とし、製造者とに事業を接受しまでは、おかができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 5:事業効果に対象をあるには、その効果に対する考察や栓管地状況・詳細に記載すること。 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止細設電をのほ場にとの鳥獣被害の状況、侵入防止細の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止細の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第8号関係様式 島獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

		1		1					1			1	1	
40名														
事業実施主体等 における維持管理 病境・指導状況 状況														
事業実施主体等 における維持管理 状況														
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法														
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容														
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策														
被害金額(円) : 被害面積(m ²) 被害量(kg) ;														
国費(円)														
事業費(円)														
侵入防止柵の種 類・設置距離														
竣工年月日														
出 区 名														
市町村名														
事業実施主体名														

別記様式第9号(別記1の第4の1、別記3の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業)の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の2(別記1の第1の6)(別記3の第1の2)(別記3の第1の6)の規定に基づき、関係書類を提出する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
 - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績)) 関係

1 総括表

				負担区分			
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
鳥獣被害防止総合支援事	推進事業	円	円	円	円	円	
業	〇被害防止活動推進						
	1 推進体制の整備						
	2 有害捕獲						
	3 被害防除						
	4 生息環境管理						
	5 サル複合対策						
	6 他地域人材活用						
	7 ICT等新技術の活用						
	〇実施隊特定活動						
	1 大規模緩衝帯整備						
	2 誘導捕獲柵わなの導入						
	OICT等新技術実証						
	〇 農業者団体等民間団体被害防止活動						
	〇 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組						
	整備事業						
	1 鳥獸被害防止施設						
	2 処理加工施設						
	(食肉利用等施設)						
	(焼却施設)						
	3 捕獲技術高度化施設						
	小計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活 動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2	事業の	目	的
---	-----	---	---

3 計画の作成状況

(1)被害防止計画の作成状況

(1)被害防止計画の作成状況	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号) 第4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(2)他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第7 条の2 第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)に基づく防除実施計画の作成

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○ 印を記入すること。

4 事業実施体制

(1)協議会の概要

(-)			
協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

⁽注)協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

⁽注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(3)地域における取組

(注) 鳥骸被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥骸被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

- 5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容
- (1) 被害防止活動推進
- ①推進体制に関する実施計画(又は実績)

					負担	且区分		
開催年月日	会議名	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			円	円	円	H	ш	
(人工识)			1,1	1.1	1.1	1.1	1.1	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画(又は実績)

ア 狩猟免許の取得

	免数の	取得人				負担[区分		
所属機関の名称	免 許 の 種類	数数	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	Ħ	円	円	
(1 (0 1)(+)									
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

						負担	旦区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
⇒ 1									
計									
(注) 1 負担	区分の都道府	県・市町村着	・欄には、事業実施に係る都道府	県費と市町村費の合	計をそれぞれ新	入する。			

- - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画(又は実績)

ア 現場技術指導者の育成

					負担区	区分		
所属機関の名称	育成人数	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

						負担	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
					, .			, ,	
(1/2以内)									
-11									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画 (又は実績)

						負担区			
	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
- A1									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥他地域人材活用に関する実施計画(又は実績)

亚巴地域八竹伯	1/11/C X1 / WX		× > / (Q)						
						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	H	円	H	円	
(1/2以内)									
(1/22/1)									
計									

- - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦ICT等新技術の活用に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	Н	円	
()上祖)				Ħ	円	Ħ	H	Ħ	
(1 (0 1)(4)									
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑧大規模緩衝帯の整備計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
								-	
				円	円	円	H	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑨誘導捕獲柵わなの整備計画(又は実績)

○ 10.9 -(-) H	H 155C TIII 4216	い。世間回	(人は大順)							
							負担区	区分		
対象	鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
					円	円	円	円	円	
前日	+									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 整備内容、設置場所の規模 (設置数)、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑩ ICT 等新技術実証に関する実施計画 (又は実績)

⊕ 101 (J#HX)HI									
						負担区	☑分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									
(XH) 1 AH	ロハの物学は	rie	お棚には 東米宝佐に依て知ざり		(312 7 1- 711-	20 1 L V			

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑪農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画(又は実績)

41-3 m 11-10 C m 1	74 1M 2941 p-4	/ U > C C C C C C C C C C						
					負担区	区分		備考
対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
	対象地域				対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費 その他

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

② ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施計画(又は実績)

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

			地域	中山間地に該 当するか否か				
市町村名	整備地域	山村	過疎	特農	半島	離島	7 0 0 0 0	備考

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、5法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号) において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2)侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注)整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画(又は実績)

		受益戸					.区分			
対象鳥獣	整備地域	数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
				円	円	円	円	Ħ	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1 m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 - 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
 - 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け 1 9 生産第 9 4 2 6 号生産局長通知) により算出した、費用対効果分析 (投資効率) に係る資料を添付すること。
 - 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動 (鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業以外の捕獲を含む。) を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること (別紙による記載も 可)
 - 7 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区 名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維 持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の整備計画(又は実績)

		受益戸	de He da de			負担	!区分			
対象鳥獣	整備地域	数数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
				円	円	円	円	円	%	
計										
())										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 処理加工施設 (食肉利用等施設・焼却施設) の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 - 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成 20 年 3 月 3 1 日付け 1 9 生産第 9 4 2 6 号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

 - 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動 (鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業以外の捕獲を含む。) を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと (別紙による記載も

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
			円	円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 - 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知)により算出し た、費用対効果分析 (投資効率)に係る資料を添付すること。
 - 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動 (鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業以外の捕獲を含む。) を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと (別紙による記載も 可)。
- 7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容

別添2

8 添付書類

- (1)規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2)関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3)被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))

推進事業概要(有害捕獲)

												1
	報奨金額総計 備考											
報奨金額合計	市町村による											
*	都道府県による おお金(今計)	7(三浦獺園数×④) (円)										
	合計報奨金額	(E) = (4 + (5) (E)										
1頭あたりの報奨金額	市町村による	報奨金(⑤) (円)										
1頭2	都道府県による	糖類金(多) (田)										
	描楽計画の書											
	単価調整等の方法											8
合計 (①+②+③)	# 48	Ê										8
	28 日本公司											
③事務費(現地確認)	実施内容	樹脚										
®	24日本館											
		焼却を行う施設の名 称及び所在地										
体処理	の概要	焼却										
②捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う施設の名 称及び所在地										
		埋設										
	4 4 4	ń K										
	排子排											
	捕獲個体を搬入	Test 主義 確認する貨肉利 用等施設の名称 (円) 及び所在地										
①有害捕獲	上四田 清	(田/頭) (田)										
₩.D	食肉利用等仕	向け向けの有頭無										
	·											
	神様の対象を	* 野野										
	模	E										
	事業実施主体名	(参画店議究名)									#	

別記様式第9号関係様式

ļ	ر
7	7
ì	J
扯	÷
Ü	7
4	Š
Ĥ	0
共	ΤX
ϵ	5
X	X
眺	
5 記 署 沒	<u>.</u> пх
: 50年	ţ
댦	ă
华	- 111
	Τſ
굔 데	ᄀ
四	L X
不出	7. T.
训	E E
	-

その他										
事業実施主体等 における維持管理 状況										
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法										
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策										
被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種 類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

別記様式第10号(別記1の第6の1関係)

被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及	び宝施期	間
.	小		l FJ

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年			達成率(%)	備	考
	度)の実 績値(A)	(B)	度)の実績 値(C)	A-C/A -B		

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4		総合評価	F
_	•		L

1			
(コメント)			

5. 第三者の意見

/ I · · · ·	70:7-		
(コメン	/ト)		

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第 6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度 化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
 - 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第10号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

その他										
事業実施主体等 における維持管理 状況										
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法										
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策										
被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種 類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

(別記2)

鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表2関係)
- (1) 事業内容欄の1の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により 事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 都道府県計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の2の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、次に掲げる 事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上 で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲 活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとす る。
 - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止 施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥 獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供
 - ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
 - オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の3の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 事業内容欄の4の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5)事業内容欄の5の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、 捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実 に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流涌・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、 展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等 の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

工 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又は これらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表4に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第2 交付率

- 1 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000 千円以内とするが、事業内容欄の5の取組に要する経費については、上記限度 額に3,000千円以内を加算できるものとする。
- 2 要綱別表 2 の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単 価(消費税を除く。) は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3 ㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 ㎡以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

- (2) くくりわな1 基当たり22千円とする。
- (3) 囲いわな1 m当たり38千円とする。
- (4) 誘導捕獲柵わな導入 1 m²当たり38千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限 単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小 限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとす る。

第3 事業の実施等の手続

- 1 都道府県計画の作成等
- (1)要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記 1の別記様式第6号により作成するものとする。
- (2) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記1 の別記様式第1号により行うものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第1号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第5 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

別表4 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費				
実施体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料				
		• 事務用品				
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				
		・ 書類等の印刷費及び製本費				
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費				
広域捕獲活動(有	研修会・講習	会場借料、研修用機械器具の借料				
害捕獲)	会	・ 事務用品及び印紙代				
		・ 書類等の印刷費及び製本費				
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費				
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				
		• 研修教材費				
		・ 研修・講習受講費用及び旅費				
	生息・被害状	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金				
	況調査	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				
		· 事務用品、印紙代				
		・ 書類等の印刷費及び製本費				
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費				
		・ 薬品類、調査機材及びその借料				
		・ 調査に従事する者に対する保険代				
		・ 車両の借料及びその燃料代				
	捕獲活動	・ 捕獲活動 (捕獲個体処理を含む。) への役務要請に対する賃金				
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				
		・ 事務用品、印紙代				
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費				
		・ 捕獲に必要な機材(銃を除く。)				
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を除く。)				
		・ 止めさし資材、埋設資材				
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費				
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代				
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代				
		• 商品開発資材				
新技術実証·普	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料				
及活動		• 事務用品、印紙代				
		・ 書類等の印刷費及び製本費				
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費				
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				
		• 研修教材費				
		・ 技術研修・講習受講費用及び旅費				
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金				
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金				

・ 事務用品、印紙代
・技術実証資材
・ 書類等の印刷費及び製本費
・郵便料、電信電話料及び運搬費
会場借料、研修用機械器具の借料
・ 事務用品及び印紙代
・ 書類等の印刷費及び製本費
・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
・ 研修教材費
・ 研修・講習受講費用及び旅費
会場借料、会議用機械器具の賃料
・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文
献の購入等に要する経費
・ 書類等の印刷費及び製本費
郵便料、電信電話料及び運搬費
・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合
せ、商談等に要する経費
・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金
・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を
他の者に委託するために要する経費
・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、
試験等を行う経費)
• 手数料、印紙代
・成果発表に必要な経費
・ 情報提供や普及啓発に必要な経費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、 モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシ ンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。 別記様式第1号(別記2の第3の3関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) |沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計 画変更は行わないこと。

別記様式第2号(別記2の第4関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の 事業実施状況報告(平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表3に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記3第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表3の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、 協議会、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表3の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第3の2の(1)鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第3の2の(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (1) 有害捕獲
- (2)(1)により捕獲した個体の処理
- 2 交付対象経費
- (1) 交付対象となる経費は、1の(1) 及び(2) に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
 - ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに 限る。)
 - イ 捕獲個体の埋設・運搬経費(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
 - ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
 - エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
- (2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものと する。
 - ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員(確認者(処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。))が捕獲現

場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認)又は確認者が 処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する 方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を 作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等 により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」(鳥類にあっては「両脚」) を回収するかのいずれかを行う。

- イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、 捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認(書類確認)し、別紙 に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。
- (ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真(捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
- (イ) 捕獲個体又はその部位(獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類 にあっては原則として「両脚」とする。)
- ウ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を 定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に 係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く)	食肉処理等のため の施設において搬 入確認した場合	9,000
	焼却処分等のため の施設において搬	8,000

	入確認した場合	7.000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む)		200

- 注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、 上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場 合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画 を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。
 - 2:特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知)第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

- 3:原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限(以下「出荷制限等」という。)が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)並びに福島県におけるシカ(幼獣は除く。)の上限単価は、一律8,000円/頭とする。
- 4:出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)の上限単価は9,000円/頭とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表 5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記 1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県 域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- (3) 要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様 式第1号により行うものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都 道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しく は廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむ を得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号によ り、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手 届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっ ては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、 あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出する ものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記3の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表5の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記3の第5の1に定める広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況 報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事 業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うも のとする。

第6 事業の評価

要綱別記3の第6の事業の評価は、要綱別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

(別紙)

*確認書類受付日	平成 年 月	日
**支払確認月日	平成 年 月	日
所 属	氏 名	確認印

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	確認方法	処理加工 施設の種類	確認者 所属・氏名

- *確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- **支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:有害捕獲許可による捕獲に限る。
 - 2:「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。
 - 3:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
 - 4:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」)を記載する。
 - 5:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
 - 6:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動 経費の分配方法について

平成○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住所	印

別表 5

1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的
	2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣 市町村等との連携
	3 事業実施体制 協議会の概要
	4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容(捕獲計画の設定根拠含む。))、負担区分、 獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の 方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整備 事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省 の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との 連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期 事業内容)及び事業費、予算が不足した場合の関 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推奨 業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事
	/
	緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容)及び事業費、予算が不足した場合の単価 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事 業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 ・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事
	4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事 項

₩ ₩
)第5の2関係
N
6
Ŋ
無
6
က
띪
(別記3の
卟
無
七
₩.
別記様式
函

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成OO年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

平成〇〇年度 事業実施主体名 事業実施年度 $\widehat{\mathbb{E}}$ (うち補助金 田 事業費

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

四米

(別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1) 地域リーダー育成研修事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施する ため、

- ①集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意 形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を 果たす地域リーダー(集落)
- ②森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推 進する上で中心的役割を果たす地域リーダー(森林)
- ③広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織 化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネータ 一を鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象 として研修を行うことにより計画的に育成する。
- ア 地域リーダー(集落)育成研修事業
 - (ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(集落)を育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて 教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

- (イ)研修会の開催
 - (ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(集落)を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。
- (ウ) 事業実施体制の検討
 - (ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被

害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置 し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 地域リーダー (森林) 育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(森林)を育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて 教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(森林)を効率的に育成するため、全国2ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

- (ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林 ・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される 委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。
- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ)研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、座学とフィールド研修を主体とし、全国3ヶ所以上延べ24日以上で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林 ・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される 委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

鳥獣被害防止対策に係る新技術や先進技術等について、全国4ヶ所以上 で調査を行い、その効果を検証したものを報告書に取りまとめ、公表する。

イ 被害防止技術等に関する全国検討会の開催

鳥獣被害の現状と対策に係る普及啓発に資するため、アの調査課題に関する検討や、関連する技術等の展示を行う全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)を開催する。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- (イ) アの調査対象の選定、調査方法及び取りまとめ方法等
- (ウ) 全国検討会の内容検討及び周知方法等
- (エ) 調査報告書の作成・配布・公表に関する事項
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者(以下「技術指導者」という。)を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技 術指導者を効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(4) 鳥獸利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の(1)に定める者から構成される鳥獣利活用 推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を構築し、運営 方針を協議するとともに、イ~エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2)推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、121,144千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記4様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は 自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末 までに、別記4様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を 提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、 必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表 6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な 設備又は物品の購入、開発、改 良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要な 経費	
旅費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を 得た者に対する謝礼に必要な経費	 ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働 に応じた対価(日給又は時間給)	 ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出するこ

				と。 ・賃金については、 * 補助事業等の実施に要する人件費の算定等について (平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役	務	費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委	託	費	本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に 委託することが合理的かつ効果的な 業務に限り実施できるものとする。・委託費は、交付金の額の50%を超え ることはできない。・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
~	0)	他	事業を実施するための設備の 賃借料、労働者派遣事業者から の補助者の派遣を受けるための 経費、臨時に補助者を雇用する ための経費(賃金を除く。)、 文献購入費、通信運搬費(切手、 運送費等)、複写費、印刷製本 費、広告費、会議費(会場借料 等)、自動車等借上料、事業成 果を学会誌等に発表するための 投稿料、各種手数料、収入印紙 代等の雑費など、他の費目に該 当しない経費	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。。

別記4様式第1号(別記4の第4の1関係)

番号年月

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記4の第1の1(別記4の第1の2)の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画書)を 添付すること。 ○ 鳥獣被害対策基盤支援事業 (事業実施計画)

1 総括表

古 光 夕	声 类 内 宏	負担区分		供 戈	
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
	(① ②③④ ⑤ ⑥ (① ②③ ④ ④ ⑤ 例 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	H	H	円	
	計				

注: 事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2	事業の目的

- 3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業以外の事業)
- (1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

(注)委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

	ワ	事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法
--	---	------------------------

(2) 研修カリキュラムの概要

注1:研修カリキュラム(案)を添付すること。

2:地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

(3) 研修会の開催計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備	考

注:地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修 事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知 方法を記載する。

((4)	被害防	止対策毛法	上に関す	ス 調 杏

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備	考

注:対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5)報告書の作成・配布 報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注:地域リーダー育成研修事業(集落)の場合に記載する。

(6) 全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)の開催

内	容	開催場所	参加規模等

注1:検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2:対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(7) 鳥獣利活用推進支援事業との連携内容

連携内容	備考

3-2 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業)

(1) 鳥獣利活用推進コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注:事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) 鳥獣利活用推進コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画(具体的な調査・検証手段)	担当する構成団体等
捕獲段階		
① · · ·		
2 · · ·		
3 • • •		
処理加工段		
① · · ·		
2 • • •		
3 • • •		
供給段階		
① · · ·		
2 · · ·		
3 • • •		
消費段階		
1		
2 · · ·		
3 • • •		
その他事業	目的を達成するために必要な取組	
① · · ·		
2 · · ·		
3 • • •		

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
① • • •												
2 • • •												
3 • • •												

注:取組内容は(3)事業実施計画の取組内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:第2の1の(4) ア〜ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、 記載する。

(6) 利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記4様式第2号(別記4の第4の3関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害対策基盤支援事業)の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記4様式第3号(別記4の第5関係)

鳥獣被害対策基盤支援事業(○○○事業) 事業実施状況報告書 (平成○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記4の第5の規定により○○事業について別添のとおり報告する。

- (注) 1 ○○事業については、地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記5)

全国ジビエプロモーション事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表5の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容(要綱別表5関係)
 - (1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定し、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催回数等

ジビエフェアは年1回以上(延べ3ヶ月程度)開催する。

- イ ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集、開拓等
 - (ア) 既にジビエを提供している飲食店等からフェアに協賛する飲食店等 (以下「既存協賛飲食店等」という。) を募集・把握する。
 - (イ) これまで定期的にジビエを提供したことがない飲食店等から、新た にジビエを提供しフェアに協賛する飲食店等(以下「新規協賛飲食店等」 という。) を募集・把握する。
 - (ウ) 既存協賛飲食店等及び新規協賛飲食店等(以下「協賛飲食店等」という。) に対してジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ及び食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。
- ウ ジビエフェア P R 資材の作成・配布等
 - (ア) ポスター、のぼり等PR資材を作成し、協賛飲食店等に配布する。
 - (イ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらの イベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。
- エ ジビエフェアの運営等
 - (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。
 - (イ) ジビエフェアの概要、協賛飲食店等について、SNS、雑誌媒体等 を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携や調整を行い、効果

的な情報発信を行う。

(ウ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート 調査や取組結果の分析を行う。

才 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエに関する各地のイベント・飲食店情報等の収集、ジビエに関する プロモーション動画の作成及び消費者やインバウンドに対してSNSやイ ベント等を通じた情報発信等を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既 に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- (2)本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の 人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記5別表1のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表5の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、95,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記5 様式第1号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記5の第1の2の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある 場合には、事業の着手を行う前に、別記5様式第2号によりその理由を具体的 に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。 なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は 自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記5様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

要綱別記5の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、 必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別記5別表1 全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区	分		内 容	留意点
設備	曲 口	費	要な設備又は物品の購入、	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗		費	事業を実施するための原 材料、消耗品、消耗器材、 薬品類、各種事務用品等の 調達に必要な経費	
旅		費	事業を実施するための事 業実施主体又はその委託を 受けた者が行う資料収集、 各種調査、打合せ、成果発 表等の実施のための旅行に 必要な経費	
謝	Ś	金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	 ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃	Ś	金	雇用者等に対して支払う 実働に応じた対価(日給又 は時間給)	 ・賃金については、本事業の実施により 新たに発生する業務について、支払の 対象とする。事業実施に関係のない既 存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範 囲を超えない妥当なものを設定するこ ととし、賃金支給に係る規則及び設定 根拠となる資料を提出すること。

				・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」(平成22年9月27日付け22経第960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役	務	費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委	託	費	業の一部分(例えば事業の 成果の一部を構成する調査	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
₹	0	他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣を実施するための設備者が遺事を受けるための経費、協力を雇用するための文献の登録を受けるを雇用するため、文献のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記5様式第1号(別記5の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記5の第1の1(別記5の第1の2)の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業(事業実施計画書) を添付すること。 ○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業(事業実施計画書) 1 総括表

事業内容	車光 弗	負担	严 *	
事 耒八谷	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
1. ジビエフェアに協賛する飲食店の募集・開拓等	H	円	円	
 ジビエフェア PR 資材の作成・配布等 				
3. ジビエフェアの運営等				
4. 報告書等				
5. その他 ()				
計				

計			
2 事業の目的			
3 事業の内容			
(1)事業の成果目標及び目標を	標達成のための。	具体的方法	
(2) ジビエフェアの開催回	粉笠の輝亜		
(2) グロエクエグの開催回っ	奴 守 の 似 安		
(3) ジビエフェアに協賛す	る飲食店の募集	・開拓等の概要	
(4) ジビエフェア PR 資材の)作成・配布等の)概要	

(5) ジビエフ	アンアの運営等の)概要										
		Г										
時期	場所	店舗数	内容	備	考							
	(6)報告書の作成 報告書等の作成の考え方について記載する。											
作成時期	規格	・装丁	部数	備考								

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 • • •												
2 • • •												
3 • • •												

注:取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)から(5)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

○ 全国ジビエプロモーション事業のうち ジビエ需要拡大・普及推進事業(事業実施計画書)

1 総括表

事業内容	市 光 弗	負担	備考	
争耒內谷	事業費	国庫交付金	事業実施主体	1佣 石
1. ジビエ関連情報の発信等 2. 報告書等	円	円	円	
3. その他 ()				
計				

2	事業の目的			
3	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目標。	標達成のための;	具体的方法	
	(2)ジビエ関連情報の発信	等の概要		

(3)報告書の作成 報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 • •												
2 • • •												

注:取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記5様式第2号(別記5の第4の3関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(全国ジビエプロモーション事業)の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記5様式第3号(別記5の第5関係)

全国ジビエプロモーション事業 事業実施状況報告書 (平成○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記5の第5の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記5様式第1号に準ずるものとする。

(別記6)

ジビエ利用拡大加速化支援事業

第1 事業の取組等

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業
- (1) 事業の取組

要綱別表6の事業種類欄の1に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

① 被害緊急対応型 被害緊急対応型は、別記1の第1の1の(1)を準用する。

② 広域連携型 広域連携型は、別記1の第1の1の(2)を準用する。

(2) 事業の目標

事業の目標は、別記1の第1の2を準用する。

(3) 事業実施主体

要綱別表6の事業種類欄の1の事業実施主体欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は協議会とする。

(4)協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

- (5) 事業実施主体の範囲
 - (3)に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、 鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。
- (6) 地域主体の鳥獣害防止対策 地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の7を準用する。
- 2 鳥獣被害対策基盤支援事業
- (1)要綱別表6の事業種類欄の2の事業実施主体欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- (2)事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から 選定された者とする。
- 3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業

事業実施主体は、農村振興局長が農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業
- (1) 事業の内容 (要綱別表6の事業種類欄の1関係)
 - ① 事業内容欄の1の(1)「ICT等新技術の活用」については、別記1の第2の 1の(7)を準用する。
- ② 事業内容欄の1の(2)「誘導捕獲柵わな導入」については、別記1の第2の1の(9)を準用する。
- ③ 事業内容欄の1の(3)「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、 別記1の第2の1の(12)を準用する。
- ④ 事業内容欄の1の(4)「ICTの活用による情報管理の効率化」については、ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理などの情報管理を効率化する取組の実証を実施できるものとする。
- ⑤ 事業内容欄の1の(5)「処理加工施設の人材育成」については、処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員、又はこれから雇用契約をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとする。

(2) 交付対象経費

推進事業の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別記6別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(3)事業の委託

事業実施主体は、要綱別表 6 の事業種類欄の 1 の事業内容欄の 1 の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の 50 %以内において、その業務を委託することができるものとする。

(4) 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

- 2 鳥獸被害対策基盤支援事業
- (1) 事業の内容 (要綱別表6の事業種類欄の2関係)
 - ① 利活用技術者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活 用に係る知識並びに技術を有する技術者(以下「技術者」という。)を計画的に 育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を 効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる 事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

② 鳥獸利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を取組内容に応じて構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、食肉処理加工施設の連携等による低利用部位等の有効活用、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

また、上記に係る実施方針を検討し実践するため、採択要件の欄の(2)の① に定める者から構成されるコンソーシアムを構築し、運営方針を協議する。

イ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

ウ ジビエコンテンツの開発促進及び EC サイトを活用した Web マーケティング等 の取組

異業種(ネット通販業者、旅行業者等)と連携したワークショップを開催するなど、多様な業種のコラボレーションによるジビエコンテンツの企画開発を促進するとともに、ECサイトを活用したジビエの販路拡大に取り組む。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、事業実施主 体等で検討の上、実施することができるものとする。

(2) 実施基準

実施基準は、別記4の第2の2を準用する。

(3) 事業の委託

事業の委託は、別記4の第2の3を準用する。

(4) 留意事項

留意事項は、別記4の第2の4を準用する。

- 3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業
- (1) 事業の内容 (要綱別表6の事業種類欄の3関係)

鳥獣の捕獲・ジビエ利活用に係る情報共有のシステム化を図るための実証を次により実施する。

① 地区の選定

事業実施主体は、農林水産省及び都道府県と協議のうえ、実証実施地区を選定する。

② データ規格化の検討

市町村やジビエ処理加工施設等で既に導入されている情報システム間でのデータ 共有に向け、データの規格化の検討を行う。

ア 検討会の開催

国、都道府県及び市町村等の行政機関、猟友会等の狩猟関係者、食肉処理事業者、流通業者及びシステム開発事業者等の民間団体、国又は都道府県の研究機関等の関係者から意見を聴取し、規格を決定するための検討会を開催する。

イ 地区実証の実施

既に情報システムが導入されている地区において、アで決定された規格に基づき、既存システムへの適合、導入等に向けた課題の抽出等の実証を行う。

③ APIの作成

②における規格の決定、地区実証の結果を踏まえ、複数の情報システム間でのデータ共有を可能とするためのAPI (アプリケーションプログラミングインターフェース) を作成する。

④ システム改修

③で作成したAPIを実証地区で既に導入されている情報システムにおいて活用するためのシステム改修を行う。

(2) 実施基準

- ① 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- ② 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

③ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記6別表4のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。 事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付率等

1 鳥獣被害防止総合支援事業(要綱別表6の事業種類欄の1関係)

- (1) 交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるICT等新技術の活用における限度額は、ICT等新技術の活用に要する経費の1/2以内とするが、 実施隊が行うICT等新技術の活用に要する経費については、1市町村あたり2,000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- (2) 交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める誘導捕獲柵わな導入 の上限単価(消費税を除く。)は、1 m あたり38 千円とする。
- (3) 交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大 に向けた地域の取組については、1市町村あたり 3,000 千円以内を限度額として定 額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設 あたり 350 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- (4) 交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるICTの活用による情報管理の効率化については、1市町村あたり 3,500 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- (5) 交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める処理加工施設の人材 育成については、1処理加工施設あたり1,920千円以内(1ヶ月の上限160千円)を 限度額として定額交付できるものとする。
- (6) 地域特認

地域特認は、別記1の第3の8を準用する。

- 2 鳥獣被害対策基盤支援事業 (要綱別表 6 の事業種類欄の 2 関係) 交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、101,605 千円以内とする。
- 3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業(要綱別表6の事業種類欄の3関係)

交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、100,600 千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業
- (1) 事業実施計画の作成等
 - ① 要綱別記6の第1の1で準用する要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画にあっては、別記6別表1の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
 - ② 要綱別記6の第1の1で準用する要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記6様式第6号により、要綱別記6の第1の1で準用する要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記6様式第9号の別添により作成するものとする。
 - ③ 要綱別記6の第1の1で準用する要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び同6の報告については別記6様式第1号により行うものとし、同2の承認については別記6様式第9号により行うものとする。
 - ④ 要綱別表6の事業種類欄の1に定める事業種類の事業内容欄の1の(5)「処理加工施設の人材育成」の実施にあたっての留意事項は別記6別表2に定めるところによるものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の2を準用する。

(3) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の3を準用する。

2 鳥獸被害対策基盤支援事業

事業の実施等の手続は、別記4の第4を準用する。

- 3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業
- (1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記 6 様式第 12 号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

要綱別記6の第1の4の(2)の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記6様式第 13 号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 鳥獸被害防止総合支援事業

事業実施状況の報告は、別記1の第5の1及び2を準用するが、広域都道府県域事業主体以外の事業主体にあっては、別記6別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 鳥獸被害対策基盤支援事業

事業実施状況の報告は、別記4の第5を準用する。

3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業

要綱別記6の第5の3の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記6様式第 14 号により、農村振興局長に対して事業実施報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

鳥獣被害防止総合支援事業
 事業の評価は、別記1の第6を準用する。

2 鳥獣被害対策基盤支援事業

事業の評価は、別記4の第6を準用する。

3 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業

要綱別記6の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において

自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要 に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 国の助成措置

1 鳥獣被害防止総合支援事業 国の助成措置は、別記1の第7を準用する。

別記6別表1

1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 ICT 等新技術の活用、誘導捕獲柵わな導入、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、ICT の活用による情報管理の効率化、処理加工施設の人材育成ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携

2 事業実施状況の報告

区	分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業		1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 ICT 等新技術の活用、誘導捕獲柵わな導入、ジビエ等の 利用拡大に向けた地域の取組、ICT の活用による情報管 理の効率化、処理加工施設の人材育成ごとの取組内容(対 象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数)並びに事業費、 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急 捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項

3 事業評価の報告

区 分		事業評価報告に記載すべき事項
推進事業	1 2 3 4 5 6	事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 利用に係る項目 供用開始時期、利用率

への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価

事 項

- 1 本事業は研修に要する経費を支援するものであり、研修対象者(以下「研修生」という。)の人件費を直接支援するものではないこと。
- 2 本事業の研修期間は12ヶ月以内とする。
- 3 本事業の研修生は、新たに処理加工施設と雇用契約をした従業員又はこれから雇用 契約をする従業員であり、主に処理加工・販売に関する業務に従事する者であること。
- 4 本事業の研修生が就業1年未満の場合は、交付対象期間は 12 ヶ月から既就業期間 を除いた期間を上限とする。
- 5 本事業の対象となる処理加工施設は、施設稼働期間に研修指導ができる者(以下「研修指導者」という。)がいること。
- 6 本事業の対象となる処理加工施設は、本事業終了後も継続して処理加工を営む事業 体であること。
- 7 本事業の対象となる処理加工施設は、研修生との間で、正規の従業員として期間の 定めのない雇用契約を締結すること。
- 8 本事業の対象となる処理加工施設は、原則として、研修生を雇用保険、労働者災害 補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康 保険に加入させること。
- 9 本事業の対象となる処理加工施設は、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。
- 10 本事業の対象となる処理加工施設は、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など法定帳簿を備えておくこと。
- 11 研修を実施する処理加工施設の責任者は、研修前に研修計画を本事業の事業実施主体となる地域協議会に提出すること。
- 12 地域協議会は、提出された研修計画が本留意事項に合致し、成果が得られるものとなっているか否か確認し、本留意事項に合致していない又は成果が十分に得られないと判断した場合は、地域協議会から処理加工施設の責任者に対して、研修計画の修正を指示すること。
- 13 地域協議会は、承認した研修計画について、都道府県に提出すること。
- 14 研修を実施する処理加工施設の責任者は、研修実績を定期的(概ね四半期毎)に、地域協議会に提出すること。
- 15 地域協議会は、提出された研修実績が研修計画に沿っているか定期的(概ね四半期毎)に確認し、沿っていない場合は当該施設に是正するよう指導すること。
- 16 従業員を派遣して本事業を実施する場合に当たっては、派遣元施設と派遣先施設間で研修内容、雇用条件等に係る契約を結び、地域協議会とも共有すること。
- 17 地域協議会は、研修後の雇用状況について、研修終了後、1年後及び2年後にそれ ぞれ把握し、事業要綱に定める「事業実施状況の報告」に含めて都道府県知事に報告

すること。

- 18 本研修を実施する研修指導者に謝金を支払う場合は、研修指導者の研修日誌を作成し、地域協議会に写しを提出すること。
- 19 研修指導者の謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を研修計画の提出の際に添付することとする。
- 20 地域協議会は、事業申請時に、本留意事項に規定する遵守すべき項目を確認したチェックシートを都道府県に提出すること。
- 21 地域協議会は、被害防止計画にジビエ利用に関する取組を記載すること。

別記6別表3 推進事業の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
ICT 等新技術の活用	・ 捕獲活動に要するICT等機器の導入費
ジビエ等の利用拡大に向	会場借料、会議用機械器具の借料
けた地域の取組	・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び
	参考文献の購入等に要する経費
	・ 書類等の印刷費及び製本費
	郵便料、電信電話料及び運搬費
	・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、
	打合せ、商談等に要する経費
	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	・ 衛生管理認証取得に要する経費
	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
	る賃金
	・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまと
	め等を他の者に委託するために要する経費
	・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たな
	い分析、試験等を行う経費)
	· 手数料、印紙代
	・成果発表に必要な経費
	・ 情報提供や普及啓発に必要な経費
ICT の活用による情報管	・ ICTシステムの導入費
理の効率化	• 事務用品
処理加工施設の人材育成	・ 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費
	・ 研修会への参加に要する経費
	• 研修教材費
	• 事務用品

別記6様式第1号(別記6の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ利用拡大加速化支援事業)の地域特認、事業の委託、都道府県事業実施計画の協議及び都道府県計画の提出(変更)について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記6の第1の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議(提 出又は報告)する。

- (注) 1 関係書類として、別記6様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案、地域特認、事業の委託、都道府県の事業計画に係る協議又は 報告がある場合には、当該事業の内容がわかる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できる ように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するこ と。

別記6様式第2号(別記6の第5の1関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ利用拡大加速化支援事業)の事業実施状況報告 (令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記6の第5の1の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記6様式第7号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止総合支援事業)の添付する別添にあっては、別記6様式第9号に準ずるものとする。

別記6様式第3号(別記6の第6の1関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ利用拡大加速化支援事業)の評価報告 (令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) | 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記6の第6の1の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記6様式第8号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記6様式第10号を添付する。

別記6様式第4号(別記6の第6の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は

○○県(都道府)知事 殿

○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ利用拡大加速化支援事業) に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初 事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		被害防止計画の達成状況								達成率	備考
		獣	目	標	基準年	1	年目	2	年目	3	年目	(%)	
			(年)	度の実	(年)	(年)	(年)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

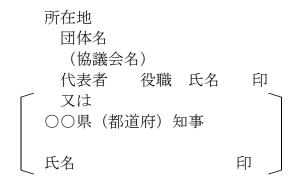
(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決 のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記6様式第5号(別記6の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿



令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ利用拡大加速化支援事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記6様式第6号(別記6の第4の1関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績) I 事業内容 I 事業費等

事業実施年度 令和 年度 都道府県名 Ê (うち交付金 E 事業費

年 月末時点)

被害防止計画作成数(協議中含む)

管内市町村数

〇〇県(都道府)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

(事業概要) 別紙 推進事業(鳥獸被害防止総合支援事業)概要

備考 その街 事業費 交付金 都道府県費 市町村費 (事業の経費の配分) 推進交付金

附帯事務費 注: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯非務費の産途基準により記載する。 2: 取組内容については、内名・数量×単価・等を用いて記載すること。 取組内容 (都道府県附帯事務費) 事業費 交付金

(1)推進事業(ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業))の概要 (別紙)

〇〇県(都動府)計画(又は実績)

	推	≅ ſ										
	:業合計)+(4+(5)	国 庫 次付金 (田)										
	⑥推進事業合計(①+②+③+④+⑤)	業 (田)										
	の人材育	国庫交付金(円)										
	⑤処理加工施設の人材育 成(円)	事業費										
	⑤処理加	実内報 発の要										
	g管理の I)	国 本文公子(田)										
推進事業	④ICTによる情報管理の 効率化(円)	事業 田										
f		実内報 発の要										
	③ジビエ等の利用拡大に 向けた地域の取組(円)	事業費 国庫 交付金 (円) (円)										
	③ジビエ等 向けた地	乗 名 路 の の 番										
		医 本 交 (田)										
	②誘導補獲柵わな (円)(*)	事業費										
	2)誘	東内 海 多 家										
	の活用	国 庫 交付金 田)										
	①ICT等新技術の活用	事業費										
		実内概容 20 東										
	取組											
	₩€											
	構成市											
	事 発 子 本 本	(参 後 数 数 数 数 数				12						

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない 場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

^{3:(*)}については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。 4:取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「11、実施隊の取組は「2」を記入する。

別記6様式第7号(別記6の第5の1関係) ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

	〇〇県(都道府)	年度
	0	4
	都道府県名	事業実施年度
•	Ê	
	(うち交付金	
	Œ	
1 事業費等(事業実施状況)	事業費	

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題等に対応させて記述すること。)

事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(事業概要) 別紙 推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

備考 € その他 事業費 交付金 都道府県費 市町村費 (事業の経費の配分) 推進交付金

注1: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯等務費の使途基準により記載する。 2: 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 (内訳を記載すること。) 取組内容 (都道府県附帯事務費) 事業費 交付金 附帯事務費

ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の実施状況報告(令和OO年度報告) (1)推進事業(ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業))の概要 (別紙)

			 	1		 	_						_	
	井	£												
	5業合計 ()+(4)+(5)	国 (田)												
	⑥推進事業合計(①+②+③+④+⑤)	業量												
)人材育	及 (田) (田)												
	エ施設の 成(円)	事業 田田												
	⑤処理加工施設の人材育 成(円)	実内概容 容成の 裏												
		国												
推進事業	④ICTによる情報管理の 効率化(円)	事 (田)												
架	④ICTIC 数	実内概容 容成の 裏												
	割拡大に組(円)	国 文 会 会 (田)												
	③ジビエ等の利用拡大に 向けた地域の取組(円)	事業費												
	③ジビエ 向けた	実内 部 名の 圏												
	わな	国 (田)												
	②誘導捕獲柵わな (円)(*)	事業費												
	2號	実内 場合 を るる 要												
の活用		国 本 次付金 (田)												
	等新技術の活用	事業費												
①ICT等		実内概 容 施の要												
	取組													
	₩€	種類									_			
	構成市	田 本 名												
	事 施士 女子	(参画な) (参画な)						23						

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない 場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

^{3:(*)}については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。 4:取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「11、実施隊の取組は「2」を記入する。

別記6様式第8号(別記6の第6の1関係)

別記6様式第9号(別記6の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 印

令和〇〇年度ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業) の実施計画の(変更)承認申請について

令和〇〇年度において、ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害防止総合支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金 実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別 記6の第1の1の規定に基づき、関係書類を提出する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。
 - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

○ジビエ利用拡大加速化支援事業 (鳥獣被害防止総合支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績))) 関係

1 終括3

事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
鳥獣被害防止総合支	推進事業	円	円	円	円	円	
援事業	OICT等新技術の活用						
	○誘導捕獲柵わなの導入						
	OICTの活用による情報管理の効率化						
	〇処理加工施設の人材育成						
合	<u></u>						

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

事業の	

- 3 計画の作成状況
- (1)被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号) 第4 条の規定に基づく 被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成 上記以外の被害防止計画の作成

(注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2)他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣 管理計画に資する取組を行う 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)に基づく防除実施計画の作成

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○ 印を記入すること。

- 4 事業実施体制
- (1)協議会の概要

(1) 励成云 (7) 风安			
協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注)協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3)地域における取組

(3)地域にわける取組		
	具体的な取組内容	

- (注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。
- 5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容
- (1) CT等新技術の活用に関する実施計画(又は実績)

						負担区	:分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(. I . I - 				_					
(定額)				F.	円	Ħ	円	円	
(1/2以									
内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
- (2) 誘導捕獲柵わなの整備計画 (又は実績)

							負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内	容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
					円	円	円	円	円	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 整備内容、設置場所の規模(設置数)、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(3) ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画(又は実績)

						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

(4) 処理加工施設の人材育成に関する実施計画(又は実績)

								負担国	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内	容	事業費	国届	車交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
					F	-	円	円	円	円	
計											

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算 (又は収支決算)
- (2)関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3)被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記6様式第10号(別記6の第6の1関係)

被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及び実施期間
.	

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年			達成率(%)	備	考
	度)の実 績値(A)	(B)	度)の実績 値(C)	A-C/A -B		

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4		総合評値	\mathbf{H}
_	•		ш

(コメント)	

5. 第三者の意見

T T T T T T T T T T			
(コメント)			

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記6の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、別記6様式8号を参考に事業の実施により発現した 効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高 度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記6様式第11号(別記6の第4の2関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

令和〇〇年度ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害対策基盤支援事業)の 実施計画の(変更)承認申請について

令和〇〇年度において、ジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害対策基盤支援事業(利活用技術者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業))を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記6の第1の2の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添のジビエ利用拡大加速化支援事業(鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画書))を添付すること。

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業 (事業実施計画)

1 総括表

古 光 夕	声 类 内 宏	車光 弗	負担	区分	供
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
	(① ②③④ ⑤ ⑥ (① ②③ ④ ④ ⑤ 例 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	H	H	円	
	計				

注: 事業名の欄には、利活用技術者育成研修事業又は、鳥獣利活用推進支援事業の どちらかの事業名を記載する。

2	事業の目的

- 3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業以外の事業)
- (1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

ウ	事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) 研修カリキュラムの概要

注1:研修カリキュラム(案)を添付すること。

2:利活用技術者育成研修事業の場合に記載する。

(3) 研修会の開催計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備	考

注:利活用技術者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

(4)鳥獣利活用推進支援事業と	トの連	[携内容
-----------------	-----	------

連携内容	備考

3-2 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業)

(1) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注:事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画(具体的な調査・検証手段)	担当する構成団体等

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、取組内容毎に実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容毎に実施計画を具体的に 記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月

注:取組内容は(3)事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:第2の4の(1)の①ア〜ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、 取組毎に記載する。

(6) 利活用技術者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記6別表4

捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業の実施に要する経費に係る国の交付対 象経費

区分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、 開発、改良、修繕、据付等 に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、 2社以上の見積書(当該設備を販売する社 が1社しか存在しない場合を除く。)及び カタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原 材料、消耗品、消耗器材、 薬品類、各種事務用品等の 調達に必要な経費	
旅	事業を実施するための事 業実施主体又はその委託を 受けた者が行う資料収集、 各種調査、打合せ、成果発 表等の実施のための旅行に 必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	 ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃金	雇用者等に対して支払う 実働に応じた対価(日給又 は時間給)	 ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

				・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役	務	費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委	託	費	本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	 ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
~	Ø	他	事業を実施するための設賃 告表 では できまた できまた できまます できます できます できます できます できます できます できま	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記6様式第12号(別記6の第4の3関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

令和〇〇年度捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業の実施計画の (変更) 承認申請について

令和〇〇年度において、捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記6の第1の3(1)(別記6の第1の3(2))の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添の捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業 (事業実施計画書)を添付すること。 ○ 捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業(事業実施計画書) 1 総括表

車米中央	本	負担	洪 北		
事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考	
1. データ規格化の検討 ① 検討会の開催	H	円	円		
② 地区実証の実施					
2. APIの作成					
3. システム改修					
4. その他 ()					
計					

ŧ.	その他 ())							
] 								
2	事業の目的								
3	3 事業の内容 (1)事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法								
	(2) データ規	1格化検討会の	開催計画(内容、	. 回数等)の概.	要				
_	(3) 地区実証の実施計画の概要								
	場所		内名	\$	1	備	考		
L		I							

	(4) A	PΙ	作成	(作成力	法、考	きえ方等	() の	既要				
	(5) 3/	フェ	-). 36 //s	c (34)核	c 七 沙:	去ら七	- 华)	の輝電				
	(5)システム改修(改修方法、考え方等)の概要												
	(6)事	業実	を施スケ	・ジュー	- ル							
反紀	組内名	容											
1	• •	•											
2	• •	•											
3	• •	•											
注	:: 取	組内	容は	事業内	容と整	合をと	: る。						
((7)	連	携機	と関等の	役割								
							運携機関 の役割分			組む場	合は、	その連	ᅸ携機関
((8)	その	他必	要な取	(組								

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等		

注:(2)から(5)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記6様式第13号(別記6の第4の3関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものと する。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記6様式第14号(別記6の第5の3関係)

捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記6の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記6様式第12号に準ずるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、 従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。)は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の(2)の確認等については、別記3第2の2の(2)の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。